

## (参考資料1) 関係条文

### ○ 厚生年金保険法（昭和29年5月19日法律第115号）

#### (用語の定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 保険料納付済期間 国民年金法（昭和34年法律第141号）第5条第2項に規定する保険料納付済期間をいう。
  - 二 保険料免除期間 国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間をいう。
  - 三 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。
  - 四 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。
- 2 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第8条 第6条第3項の適用事業所の事業主は、社会保険庁長官の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。

- 2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第12条に規定する者を除く。）の4分の3以上の同意を得て、社会保険庁長官に申請しなければならない。

第10条 適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者は、社会保険庁長官の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

- 2 前項の認可を受けるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。

第11条 前条の規定による被保険者は、社会保険庁長官の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

#### (資格の得喪の確認)

第18条 被保険者の資格の取得及び喪失は、社会保険庁長官の確認によって、その効力を生ずる。ただし、第10条第1項の規定による被保険者の資格の取得及び第14条第3号に該当したことによる被保険者の資格の喪失は、この限りでない。

- 2 前項の確認は、第27条の規定による届出若しくは第31条第1項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。
- 3 第1項の確認については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

#### (定時決定)

第21条 社会保険庁長官は、被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

- 2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とする。
- 3 第1項の規定は、6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第23条又は第23条の2の規定により7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(改定)

- 第23条 社会保険庁長官は、被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、17日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。
- 2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の8月（7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月）までの各月の標準報酬月額とする。

(届出)

- 第27条 適用事業所の事業主又は第10条第2項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた70歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「70歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（70歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

(通知)

- 第29条 社会保険庁長官は、第8条第1項、第10条第1項若しくは第11条の規定による認可、第18条第1項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定（第78条の6第1項及び第2項並びに第78条の14第2項及び第3項の規定による標準報酬の改定又は決定を除く。）を行つたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。
- 2 事業主は、前項の通知があつたときは、すみやかに、これを被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。
  - 3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、社会保険庁長官にその旨を届け出なければならない。
  - 4 社会保険庁長官は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について第1項の規定により事業主に通知した事項を公告しなければならない。
  - 5 社会保険庁長官は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第1項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(確認の請求)

- 第31条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第18条第1項の規定による確認を請求することができる。
- 2 社会保険庁長官は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

第75条 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基く保険給付は、行わない。但し、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第27条の規定による届出又は第31条第1項の規定による確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

(保険料の納付)

第83条 每月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。

- 2 社会保険庁長官は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知つたとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知つたときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から6箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げたものとみなすことができる。
- 3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、社会保険庁長官は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(審査請求及び再審査請求)

第90条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

- 2 審査請求をした日から60日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
- 3 第1項の審査請求及び前2項の再審査請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。
- 4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

○ 厚生年金保険法施行規則（昭和29年7月1日厚生省令第37号）

(報酬月額の届出)

第18条 每年7月1日現に使用する被保険者（船員被保険者、法第8条の2第1項の適用事業所に使用される被保険者及び法第21条第3項に該当する者を除く。）の報酬月額に関する法第27条の規定による届出は、同月10日までに、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（様式第8号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを社会保険事務所長等に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第25条の規定によつて届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

- 2 每年7月1日現に使用する被保険者（法第8条の2第1項の適用事業所に使用される被保険者に限る。）の報酬月額に関する法第27条の規定による届出は、同月10日までに、前項の届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを社会保険事務所長等に提出することによつて行うものとする。
- 3 前2項の規定により磁気ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
  - 一 事業主の氏名又は名称
  - 二 事業所の名称及び所在地
  - 三 届出の件数

4 每年7月1日現に使用する70歳以上の使用される者（船員たる七十歳以上の使用される者を除く。）の報酬月額に関する法第27条の規定による届出は、同月10日までに、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を社会保険事務所長等に提出することによつて行うものとする。

- 一 70歳以上の使用される者の氏名及び生年月日
- 二 基礎年金番号
- 三 従前の標準報酬月額に相当する額
- 四 報酬月額
- 五 前号の報酬月額に基づき決定された標準報酬月額に相当する額の適用年月
- 六 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

（報酬月額変更の届出）

第19条 法第23条第1項に該当する被保険者（法第8条の2第1項の適用事業所に使用される被保険者を除く。）の報酬月額に関する法第27条の規定による届出は、速やかに、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（様式第九号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを社会保険事務所長等に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第26条の規定によつて届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2 法第23条第1項に該当する被保険者（法第8条の2第1項の適用事業所に使用される被保険者に限る。）の報酬月額に関する法第27条の規定による届出は、速やかに、前項の届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを社会保険事務所長等に提出することによつて行うものとする。

3 法第24条の2（法第46条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる船員保険法第4条第3項又は第4項に該当する船員被保険者又は船員たる70歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第27条の規定による届出は、10日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより船員保険法施行規則第9条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

- 一 被保険者又は70歳以上の使用される者の氏名及び生年月日
  - 二 基礎年金番号
  - 三 被保険者にあつては、被保険者の区別
  - 四 標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更年月
  - 五 変更前の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額
  - 六 報酬月額
  - 七 船舶所有者の氏名及び住所
- 4 第1項又は第2項の規定により磁気ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 一 事業主の氏名又は名称
  - 二 事業所の名称及び所在地
  - 三 届出の件数
- 5 法第46条第2項において準用する法第23条第1項に該当する七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第27条の規定による届出は、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を社会保険事務所長等に提出することによつて行うものとする。
- 一 70歳以上の使用される者の氏名及び生年月日
  - 二 基礎年金番号

- 三 標準報酬月額に相当する額の変更年月
- 四 変更前の標準報酬月額に相当する額
- 五 報酬月額
- 六 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

## ○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 28 年 8 月 14 日法律第 206 号）

### （審査請求の期間）

- 第 4 条 審査請求は、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければならない。但し、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。
- 2 被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬又は標準給与に関する処分に対する審査請求は、原処分があつた日の翌日から起算して 2 年を経過したときは、することができない。
  - 3 審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

## ○ 刑法（明治 44 年 4 月 24 日法律第 45 号）

### （虚偽公文書作成等）

- 第 156 条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前 2 条の例による。

### （偽造公文書行使等）

- 第 158 条 第 154 条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第 1 項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

### （詐欺）

- 第 246 条 人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。
- 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

### （背任）

- 第 247 条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

### （業務上横領）

- 第 253 条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の懲役に処する。